

議案第111号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置による固定資産税に係る特例割合を改めるとともに、生産性向上特別措置法に従って取得された先端設備等に対して課する固定資産税に係る特例割合を定める等の必要があるによる。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第23条第1項中「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第32条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第32条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項及び第32条の7」に改める。

附則第27条第1項中「 $\frac{3}{10}$ 」を「 $\frac{2}{10}$ 」に改め、同条第4項中「 $\frac{5}{10}$ 」を「 $\frac{3}{10}$ 」に、「 $\frac{2}{10}$ 」を「 $\frac{1}{10}$ 」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第1号」に、「 $\frac{2}{10}$ 」を「 $\frac{2}{10}$ とし、同項第2号及び第3号に規定する条例で定める割合は $\frac{2}{10}$ 」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第1号」に、「 $\frac{2}{10}$ 」を「 $\frac{2}{10}$ とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は $\frac{2}{10}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{3}{10}$ 」を「 $\frac{2}{10}$ 」に、「 $\frac{2}{10}$ 」を「 $\frac{3}{10}$ とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は $\frac{2}{10}$ 」に改め、同条中第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第14条の2及び第23条第1項の改正規定 平成31年1月1日
- (3) 附則第27条中第12項を第13項とし、第11項の次に1項を加える改正規定 規則で定める日

(個人の市民税に関する適用区分)

2 この条例による改正後の福岡州市税条例第14条の2及び第23条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する適用区分)

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。